

検定協会だより

3

令和2年3月
第471号



日本消防検定協会



目次

巻頭のことば

1 災害から市民の命を守る

神戸市消防局長 長岡 賢二

消防庁情報

4 新たな技術開発に係る検定対象機械器具等及び 自主表示対象機械器具等の技術上の規格の 基準の特例制度の運用等について

消防庁予防課 規格係長 前原 三輝

国際会議報告

9 ISO/TC21/SC6/WG4及び ISO/TC21/SC6国際会議報告

消火・消防設備部 消火設備課 主幹検定員 佐々木 寛

協会情報

19 一般公開のお知らせ

日本消防検定協会
消防研究センター
消防大学校
一般財団法人 消防防災科学センター

23 令和元年度設置後10年を経過した住宅用防災警報器に係る 調査報告（概要）について

企画研究部 企画研究課

お知らせ

30 「塩水噴霧試験機」の増設について

消火・消防設備部 消防設備課

35 協会通信・業界の動き・ 消防庁の動き

40 検定・性能評価・受託評価数量 （令和2年2月）

38 新たに取得された型式一覧

災害から市民の命を守る

神戸市消防局長
長岡 賢二



1 はじめに

神戸市は、令和元年に市制130周年を迎えました。

神戸には古くから港町として、ファッションや神戸ビーフ、パン、洋菓子、灘五郷の清酒、ワインなど幅広い分野の特色ある産業が集積しており、豊かな自然環境と、美しいまち並みを誇る国際都市として発展してきました。

海と山に囲まれた神戸の独特な地形は、豊かな自然の恵みを与えてくれる一方、大きな災害をもたらしてきました。昭和13年に発生した大水害では、川はあふれ、六甲山からは土石流が市街地に流れ込んできました。その後、昭和36年、42年にも発生した水害と合わせて、当市では「昭和の3大水害」と言われています。

そして、今から25年前、平成7年1月17日5時46分に発生した阪神・淡路大震災は、大都市における直下型地震で未曾有の被害をもたらしました。

神戸市は、これらの災害での経験を活かし、防災・減災に力をいれた取り組み「災害に強いまちづくり」を目指して次のことに取り組んできました。

2 地域住民による自主防災力の強化

震災当時、地域住民の皆さんが協力して家の下敷きになった人を助け、バケツリレーで消火するなど、「助け合い」が大きな力となりました。このことを教訓に、災害時には「共助」による防災活動を行う「防災福祉コミュニティ」の結成を小学校区単位で推し進めてまいりました。現在では神戸市内全域の192地域で結成されています。

防災福祉コミュニティは、地域の自治会や婦人会、老人クラブ、民生児童委員、青少年育成協議会、PTA、消防団、地域の事業所などで組織され、地域の防災活動や福祉活動の連携を通じて、ご近所での助け合いの精神や顔の見える関係を醸成し、いざという時にも活動できる組織づくりを目指しています。

また、防災福祉コミュニティ事業への取り組みを「BOKOMI」として世界に発信するとともに、JICA 関西と協力し、アジア・オセアニア・中南米を中心とした国々の防災機関を対象とした研修「コミュニティ防災」コースを、平成19年から毎年実施しています。

3 一般事業所の防災体制の強化

当市は、積極的に事業所の防火管理体制の強化に努めてまいりました。昭和の時代、悪質な消防法違反に対しては消防法第5条命令を発令し、改善しない場合には、告発も実施し、建物利用者の安全の確保に努めてまいりました。さらに、昭和59年には、条例でホテルや病院、共同住宅等の就寝施設に対し、居室等の出入口に加え、バルコニー等を経由して避難する経路を設けるよう指導し、平成11年に義務化しました。これにより、就寝施設の利用者の安全性の向上を図りました。

また、総合操作盤等の操作員に対しては、全国に先がけて資格認定講習受講を条例で義務付けしました。同講習は、その後、国で防災センター要員講習として制定され、現在の自衛消防組織制度へと発展しています。

平成になり、法令改正による病院のスプリンクラー設備の設置基準の強化に対しては、融資制度を設けることにより、すべての対象病院に設置していただくことができました。阪神・淡路大震災後に建築される高層建築物に対しては、多様な消火水が必要となった震災での教訓から、防火水槽の設置を強力に推進し、多くの建築物で設置されてきました。

新宿歌舞伎町雑居ビル火災を契機に改正された消防法に基づき、火災が発生した場合、極めて危険な構造の飲食店に対して、全国初となる消防法第5条の2による建物の使用制限命令を発令しました。平成30年には、不動産の賃貸借契約における重要事項説明書に消防設備の点検状況を記載していただくための協定を、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会と締結しました。

4 石油コンビナート等特別防災区域の防災体制の強化

当市の石油コンビナート等特別防災区域（以下、「石防区域」という。）は、東端に位置する東灘区から西へ約15km先の須磨区に至る神戸港に面した埋立地の区域が指定されており、その立地条件から東部と西部の2地区に区分されています。東部地区には、製鉄所、食品関係企業等が立地し、西部地区には油槽所、ケミカル倉庫が立地しています。石防区域では、事業所は自社の災害だけでなく、他の事業所で発生した災害についても

協力して必要な防災処置を取ることが重要であることから、昭和52年に「神戸地区石油コンビナート等特別防災区域協議会」が設置されました。当市は、その協議会の要請を受け、石防区域内の事業所及び共同防災組織の防災要員に対し、消防局と事業所が連携した2日間の集合研修を昭和60年から実施してまいりました。これらの事業所と連携した当市の研修事業の取り組みは、平成30年の総務省消防庁第2回予防業務優良事例で入賞の評価をいただきました。

5 おわりに

今年で阪神・淡路大震災から25年を迎えました。震災を教訓に、全国の消防機関による応援体制を構築するために創設された緊急消防援助隊には国民から大きな期待が寄せられています。震災時に全国からいただいた多くの支援に対する感謝の念を忘れず、全国各地で大規模災害が発生した際には、迅速な部隊派遣と有効な現場活動を行い、的確に被災地を支援してまいります。

結びに、貴協会の益々の御発展を祈念して、巻頭の辞とさせていただきます。

新たな技術開発に係る 検定対象機械器具等及び 自主表示対象機械器具等の技術上の 規格の基準の特例制度の運用等について

消防庁予防課 規格係長
前 原 三 輝



はじめに

今回、「新たな技術開発に係る検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の技術上の規格の基準の特例制度の運用等について（通知）」（令和元年12月6日付け消防予第255～257号。以下「新通知」という。）により各都道府県消防防災主管課及び東京消防庁・各指定都市消防本部宛のほか、日本消防検定協会を含む関係団体へ通知として発出しましたが、本稿では、基準の特例制度の概要及び新通知の運用等について解説します。



これまでの経緯

新たな技術開発に係る検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等については、消防法施行規則等の一部を改正する省令（昭和62年自治省令第7号）により、基準の特例制度が創設され、その運用は、「消防法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」（昭和62年3月27日付け消防予第36号。以下「36号通知」という。）によることとされていました。

また、平成16年には、「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令」（平成17年総務省令第11号。以下「住警器等規格省令」という。）が新設され、その運用は、「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備の技術上の規格を定める省令第11条の運用等について」（平成18年2月20日付け消防予第78号。以下「78号通知」という。）によることとされていました。

その後、平成25年3月27日に消防法施行令の一部が改正され、住宅用防災警報器（以

下「住警器」という。)が検定対象機械器具等の品目に、検定対象機械器具等の品目であった消防用ホース、消防用結合金具及び漏電火災警報器とエアゾール式簡易消火具が自主表示対象機械器具等の品目にそれぞれ追加されました。

新通知は、36号通知発出後における、これら一連の検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の品目の入れ替え等を踏まえて内容を再整理し、78号通知を廃止するとともに、36号通知で示されていた運用等について修正したものです。

基準の特例制度について

基準の特例制度は、新たな技術開発に係る検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の形状、構造、材質、成分及び性能（以下「形状等」という。）に係る基準が既存の技術上の規格において定められていない場合においても、積極的な対応を図ることができるように、各品目の技術上の規格を定める省令（以下「規格省令」という。）に基準の特例に関する事項を規定し、その形状等から判断して、規格省令の規定に適合するものと同等以上の性能があると総務大臣が認めた場合には、規格省令の規定にかかわらず、個別で総務大臣が技術上の規格を定め、それによることができるものです。

検定対象機械器具等に係る基準の特例制度の運用について

検定対象機械器具等に係る基準の特例制度については、基準の特例を受けようとする者が総務大臣に対して、その特例適用の申請等を行うものですが、その際における審査期間の短縮、事務処理の簡素化等の観点から、次のように運用することとしました。

1. 基準の特例に係る評価

検定対象機械器具等に係る基準の特例制度の適用に当たっては、36号通知により、あらかじめ検定対象機械器具等の形状等について、技術的な評価を行うこととされ、その評価は日本消防検定協会が「消防機器等評価規程」に基づき、学識経験者からなる「消防機器等評価委員会」を設置して行うこととされていきました。

新通知では、当該評価を行う者については、「検定対象機械器具等の型式承認についての試験を行う者」を評価者とし、従前の日本消防検定協会のほか、消防法第21条の45第2号から第4号までのいずれかの業務に係る登録を行った法人のうち、当該検定対象機械器具等についての試験及び型式適合検定を行う業務の登録を行った法人も対象としました。

加えて、評価に当たっては、例として示した「消防機器等評価規程（例）」を参考に、評価者が定めた評価規程に基づくこととしました。

2. 基準の特例に係る大臣の審査等

基準の特例制度を適用するか否かについては、基準の特例を受けようとする者の申請により総務大臣が審査し、判断するものですが、総務大臣への申請については、従前のおり、基準の特例制度の適用を受けようとする者が、当該検定対象機械器具等に係る技術的な評価を評価者に依頼する際に併せて「基準の特例申請書」を提出すれば足りるものであることとしています。

総務大臣の審査は、評価者の行った技術的な評価の結果を踏まえ、既存の規格省令に適合するものと同等以上の性能を有しているか否かについて行われ、基準の特例制度の適用を認めたものに係る特例基準は、評価者が作成した草案に基づき策定され、決定することとなります。

3. 基準の特例制度に係る手続き

基準の特例制度に係る手続きについて、その流れが下図のとおり示されているが、技術的な評価を行う者を「評価者」と表現した以外に変更はありません。

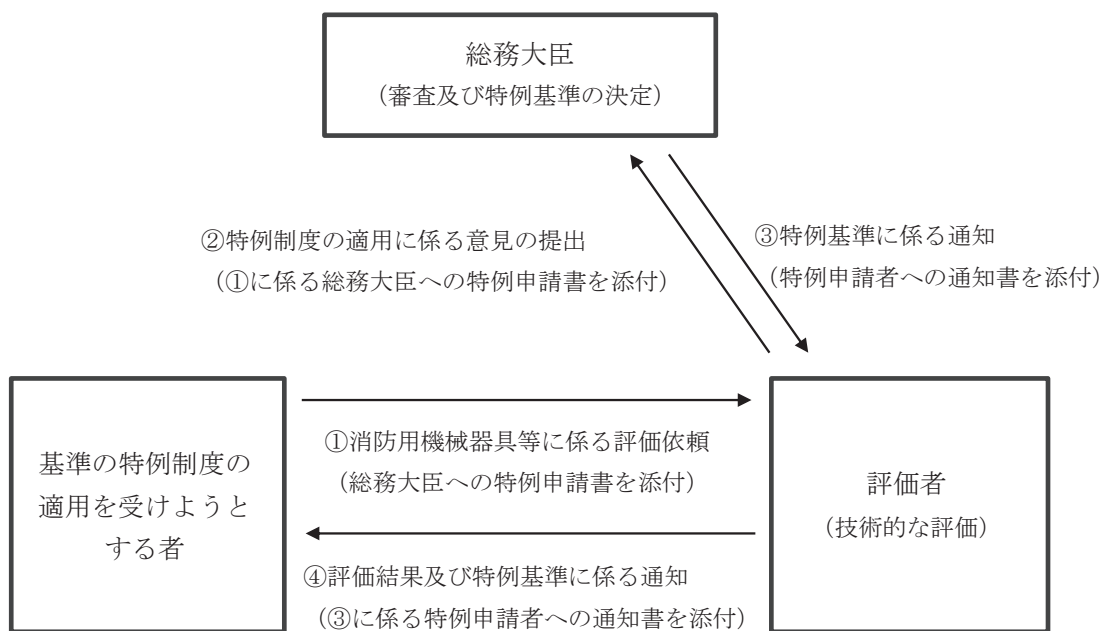


図 基準の特例制度に係る手続等の流れ

4. 特例基準に係る検定対象機械器具等の検定について

基準の特例制度の適用を受けた検定対象機械器具等については、従前のとおり、消防法令の規定により検定が行われるものであり、特例制度の適用を受けた旨の表示が付されます。

78号通知の廃止について

住警器については、78号通知において、住警器等規格省令に適合するものと同等以上の性能があるかどうかの審査について、消防庁内に設置した学識経験者等からなる「住宅用防災警報器等評価検討会」において、技術的な見地から検討を行うこととされていましたが、前述のとおり、検定対象機械器具等となり、他の検定対象機械器具等と同様の運用を行うことから、78号通知は廃止しました。

検定対象機械器具等に係る基準の特例制度における設置基準等について

基準の特例制度の適用を受けた検定対象機械器具等が消防用設備等の全部又は一部として使用される場合において、設置、試験又は点検が行われる際に、現行の設置基準、試験基準又は点検基準（以下「設置基準等」という。）によりがたいと認められるときは、検定対象機械器具等にふさわしいものとして作成された設置基準等を別途示すこととされていましたが、基準の特例制度はあくまでも各規格省令の規定に基づくものであることから、新通知では本項は削除することとしました。

しかし、消防法施行令第32条の規定を適用して防火対象物に設置すること、または、自主的に設置することを妨げるものではありませんので、ご注意ください。

自主表示対象機械器具等に係る基準の特例制度の運用について

自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格の基準の特例制度の運用については、検定対象機械器具等に係る運用に準じるものとしました。

なお、この場合の「技術的な評価を行う者」とは、消防法第21条の16の4に規定する自主表示対象機械器具等に係る届出を行うに当たって、自主表示対象機械器具等の規格省令への適合性の評価を行うことができる者であり、現時点においては、自主表示対象機械器具等について依頼に応じ当該評価を行っている日本消防検定協会を想定していま

す。



おわりに

基準の特例制度の概要及びその運用について示してきましたが、当該制度を通じ、消防防災の目的にかなった、より一層の良い製品が開発・製造され、今後の消防用機械器具等に係る技術の向上、あるいは、このような新技術を活用することにより、安心・安全のさらなる充実を切に願います。



ISO/TC21/SC6/WG4及びISO/TC21/SC6 国際会議報告

消火・消防設備部 消火設備課
主幹検定員 佐々木 寛

1. はじめに

ISO/TC21/SC6（泡・粉末消火剤及び泡・粉末消火剤を使用する消火設備）国際会議が、令和元年9月3日及び4日の2日間、サンクトペテルブルク（ロシア）にあるサンクトペテルブルク工科大学で開催された。

ISO/TC21/SC6には、3つの作業部会が置かれており、今回WG4（水性消火剤）作業部会も併せて開催された。筆者は、WG4及びSC6に出席したので、その報告を行うものである。

日本からの出席者は、小川耕司氏（SC6国内委員長）、通訳のマント市子女史及び筆者であった。また、WG4については、島村泰彰氏（総務省消防庁）、SC6については、森本邦夫氏（SC6/WG8国際コンビーナー）及び長野敏幸氏（SC6/WG8国内主査）も出席した。

2. 報告概要

(1) WG4

ISO/CD 7203-4（クラスA泡消火剤）の投票結果が報告され、DISに移行する

ことになった。また、規格案に対する各国のコメントについて議論を行った。

日本からは、付属書にある毒性情報の提供について要求事項ではなく、情報提供にしたほうが良いとの提案を行ったが、環境対応にとって大きな前進となるポイントであるため、要求事項とすることが維持された。

また、消火試験の方法について修正の提案がアメリカおよびドイツからなされたが、現行の消火試験の方法が維持された。

浸潤剤（Wetting Agents）の規格については、次回の会議に向けて、議論のたたき台となる案を作成することになった。

(2) SC6

WG4については、ISO/CD 7203-4の投票結果が報告され、DISに移行することが承認された。また、Wetting Agentsについて、新規作業項目投票に向け、規格案を回覧することが報告された。

WG8は、ISO/DIS 7076-6:2016/Amd1投票の結果が報告され、追補が承認された。また、コンビーナーの任期が切れる

ことから、現コンビーナーの森本邦夫氏の任期を2022年までの3年間延長することが承認された。

フッ素含有化合物の規制が強化される中で、消火剤に影響が出る可能性があり、代替品がない場合は生産の継続が可能であるが、今後注視していくことになった。

ISO 7076-5:2014の定期見直しがあったが、採用国が少ないとの理由で、TMBから規格の廃止の方向性が示された。ルール上受け入れざるを得ないが、決議事項で意見を付すことになった。

ISO で、国際規格の策定に長年貢献された方に対して、賞を設け、表彰する制度が始まり、SC6からは野村治己氏（前SC6国内委員長）が受賞し、表彰された。

3. 場所

サンクトペテルブルク（ロシア）
サンクトペテルブルク工科大学



写真-1 サンクトペテルブルク工科大学

4. ISO/TC21/SC6/WG4 報告

(1) 日程

令和元年9月3日（火）9:00 ～ 17:00

(2) 出席者（敬称略）

（コンビーナー）

Thomas Leonhardt（ドイツ）

（国際事務局）

Wang Shuai（中国）

（委員）

Blake M. Shugarman（アメリカ）

Shuang Zhuang、Li Guohui（中国）

Christian Elze（ドイツ）

Evgenii Baranov（ロシア）

島村 泰彰、小川 耕司、マント 市子
（通訳）、佐々木 寛（日本）

(3) 議事資料

① WG4議事次第（案）

② ISO 業務における倫理及び尊重の

重要性に関する文書

- ③ ISO/CD7203-4（クラス A 泡消火剤）の投票結果及び各国コメント
- ④ Wetting Agents の規格番号に関する文書

(4) 議事概要

① 参加者の確認

参加者の確認を兼ねて、出席者が各自で自己紹介を行った。

② 開会の辞

コンビーナーから開会の挨拶があった。

③ 議事次第（案）の承認

議事次第（案）を検討し、承認した。

④ ISO 業務における倫理及び尊重の重要性

国際事務局から説明があり、本 WG においても文書の意味を理解し、

尊重することが周知された。

- ⑤ ISO/CD 7203-4の投票結果及び議論
国際事務局から、ISO/CD7203-4の投票結果の報告が行われた。投票結果は賛成12（うちコメント付き3）、反対0、棄権6で、規格案をDIS にすることが決まった。

DIS とする前に、CD 投票で寄せられた各国のコメントへの対応について、次のとおり議論を行った。

ア 付属書 I に規定されている毒性情報について、記載されている試験が動物実験など、実際に実施が困難であることから、日本から要求事項に当たる normative ではなく、情報に当たる informative にしたほうが良いとの意見を提出した。

コンビーナーから、当該付属書はロンドン会議で入れたもので、



写真-2 SC6WG4会議

環境対応にとって重要な前進であった。情報の提供を義務付けることが大事であって、informativeだと義務付けができなくなるので、難しいとの考えが示された。

泡消火剤の成分で5%以上のものに対して、GHSに基づくデータがない場合に付属書にある試験を行うが、各国の事情を考慮して、各国で定める方法による試験も認めているとの意見が出された。

試験の方法について、バクテリア試験と分解試験との違いが分からないとの指摘があった。これについては、バクテリア試験は泡消火剤がバクテリアに影響を及ぼすかの試験、分解試験はバクテリアによる泡消火剤の分解試験であることが説明された。

結論としては、付属書Iのnormativeを維持し、日本に対しては国内で個々の化学物質のGHSはあるはずで、混合物のSDSも作成可能と思われるので、確認し、その結果を情報提供することになった。

イ 消火試験の方法が、規格案の目的に沿っていないのではないかとの意見がアメリカから提出された。

コンビーナーから、現在の消火試験の方法は、NFPA規格の著作権に抵触しないように変更してい

るとの説明があった。

他国の規格の策定状況を確認したところ、ヨーロッパでの規格は未完成であるとの報告がドイツから行われた。

結論としては、水による消火と比較して性能が高ければ良いので、規格案の目的となる範囲が広すぎることをないよう、規格案の目的及びintroductionを修正し、具体的な燃焼物を注釈に入れることも検討することになった。

ウ ドイツからも消火試験の方法が実際の使用方法と異なるのではないかとの意見が提出された。

消火試験の方法として、ミストで行う方法が提案されたが泡ではないとの理由で検討するまでには至らず、ヨーロッパでの規格が未完成であることから、代わりに単語の修正、図の追加等の要望があった。また、燃料をしみこませる綿の仕様を決めたほうが良いのではないかとの要望もあったが、アメリカから品質で影響はないとの回答がなされた。

結論としては、一部の単語の修正及び図の追加が検討されることになった。

その他、編集上の訂正が行われ、コンビーナーから修正が終わった文書を各国に配布し、技術的な問題は

クリアにしたいとの意向が示された。

⑥ Wetting Agents についての議論

Wetting Agents については、過去の会議で独立した規格とすることが決まっているとの情報が示されたが、規格番号については、他の泡消火剤と同じ7203シリーズとするか、独立した規格番号とするかを新規作業項目の投票時に決めることになった。

(後日、事務局からトロント会議で SC6/WG4 の名称を変更した際の決議事項で Wetting Agents の規格番号を7203-5とすることになっているとの情報提供がなされた。)

また、規格案についてはクラス A 泡消火剤の規格案をベースに作成することにしたいが、1日で規格案を完成させることはできないので、今回の会議に向けて議論のたたき台となるものを、コンビーナーが作成することになった。

⑦ その他

コンビーナーから、他に議題がないことが確認された。

⑧ 次回の会議予定

次回の ISO/TC21/SC6/WG4 国際会議については、SC6 の開催に合わせ開催することが承認された。

以上で、閉会となった。

6. ISO/TC21/SC6 報告

(1) 日程

令和元年 9 月 4 日 (水) 9:30 ~ 13:00

(2) 出席者 (敬称略)

(議長)

Shuang Zhuang (中国)

(国際事務局)

Wang Shuai (中国)

(委員)

Blake M. Shugarman (アメリカ)

Robert Thilthorpe (イギリス)

Kim Jae Hyun、Soon Jae Lim、Yong H



写真-3 SC6会議

Park、Oh Min Ho (韓国)
Li Guohui (中国)
Thomas Leonhardt (ドイツ)
Evgenii Baranov (ロシア)
小川 耕司、森本 邦夫、長野 敏幸、マ
ント 市子 (通訳)、佐々木 寛 (日本)

(3) 議事資料

- ① 議事次第 (案)
- ② ISO 業務における倫理及び尊重の
重要性に関する文書
- ③ 前回議事録
- ④ ISO/CD7203-4の投票結果
- ⑤ ISO/DIS7076-6/Amd1の投票結果
- ⑥ WG8報告
- ⑦ SC2リエゾン報告
- ⑧ SC8リエゾン報告
- ⑨ ISO 専門業務用指針の2019年にお
ける改正点
- ⑩ 毒性情報に関する CIB 投票結果
- ⑪ ISO/TC21/SC6サンクトペテルブ
ルク会議決議事項 (案)

(4) 議事概要

- ① 開会の辞
議長から開会の挨拶があった。
- ② 参加者の確認
参加者の確認を兼ねて、出席者が
各自で自己紹介を行った。
- ③ 議事次第 (案) の承認
議事次第 (案) を検討し、承認し
た。

- ④ ISO 業務における倫理及び尊重の
重要性

国際事務局から説明があり、本
SCにおいて各自で文書の意味を理
解し、尊重することが周知され、決
議事項に追加することになった。

- ⑤ 決議事項編集委員の指名

議長が Wang Shuai 氏及び Thomas
Leonhardt 博士を決議事項編集委員
に指名した。

- ⑥ 前回シカゴ会議の議事録及び決議
事項の確認

昨年開催したシカゴ会議の議事録
及び決議事項について確認を行い、
異議なく承認された。

- ⑦ 国際事務局報告

国際事務局から報告が行われた。
主な内容は、次のとおりであった。
ア Pメンバーは18、Oメンバーも
18である。

イ WGは、2、4及び8の3つで
ある。

ウ 10本の規格が発行され、2本の
規格案が策定中である。

エ 38通のN番号付き文書を発行
し、5回投票を行った。

オ ISO7203のパート1からパート
3までが2019年7月に発行された。
審議の結果、異議なく承認された。

- ⑧ 各WGからの報告

各WGのコンビーナーから次の
とおり報告が行われた。

ア WG4は、ISO/CD7203-4（クラス A 泡消火剤）が賛成12（うちコメント付き3）、反対0で、DIS段階へ移行することが承認され、技術上及び編集上のコメントへの対応を行ったことが報告された。

また、Wetting Agents については、P メンバー各国に規格案を回覧し、新規作業項目投票を実施する予定であることが報告された。

審議の結果、異議なく承認された。

イ WG8 は、ISO/DIS7076-6:2016/Amd1の投票の結果、追補が承認された。なお、次回の定期見直しの際に ISO7076-6と統合するかを決めたいとの報告がなされた。

また、WG8の継続及びコンビーナー（森本邦夫氏）の任期が切れることから、2019年からの3年間、任期を延長したいとの要請があった。

審議の結果、WG8の継続及びコンビーナーの任期延長については認めることになった。また、国際事務局から ISO7076-6の定期見直しには追補部分が含まれず、統合するとユーザーが新版を購入する必要性が生じ、当該規格を採用している国も国内規格を再発行する必要性があり、統合だけのために規格を改訂することは避けるように

伝えられた。

その他の報告については、異議なく承認された。

⑨ リエゾン報告

ISO/TC21/SC6と連携しているリエゾンである ISO/TC21/SC2及び SC8について、国際事務局から報告が行われた。

報告を受け、難分解性のフッ素含有化合物の規制が、ストックホルム条約会議で議題になる見込みで、カテゴリー AFFF の泡消火剤に影響が出るのではないかと懸念が出された。代替品がない場合は、生産の継続が可能ではあるが、当該泡消火剤の需要、コスト及び生産中止に伴う影響を調査する必要があるとの意見も出た。

SC6としては、当該規制が各 WG で取り扱う消火剤に何らかの影響があると思われるので、フッ素含有化合物を前例として、他の物質についても注視していくことになった。

⑩ 定期見直しの結果

国際事務局から ISO7076-5 : 2014 の定期見直しの結果について報告があり、確認6、修正／改訂3、棄権10で、通常であれば規格の継続となるところであるが、TMB から本規格の採用国が5か国未満であることから、廃止になるとの方向性が示された。

議論を行い、固定式 CAF 設備への興味が少ない結果ではないか、TMB が新技術への理解が足りないのではないか、定期見直し時の質問項目自体が適切でないのではないかとの意見が出た。

結論としては、規格の廃止はルール上認めざるを得ないが、決議事項で意見を付すことになった。

⑪ ISO 専門業務用指針の2019年における改正点

国際事務局から ISO 専門業務用指針の2019年における改正点について説明を行った。

⑫ 毒性情報に関する CIB 投票結果

国際事務局から投票結果の報告があった。当該毒性情報に対して、日本からの懸念及びアメリカからの意見が示され、SC6として、これらを踏まえ一般的な概念として理解する

ことで合意した。

⑬ その他

国際事務局から ISO が国際規格の策定に長年貢献された方に対して、賞を設け、表彰する制度が始まったとの報告があり、SC6として Thomas Leonhardt 博士を推薦したことが報告された。また、Thomas Leonhardt 博士から野村治己氏（前 SC6国内委員長）及び Wang Shuai 氏を同じく推薦したことが報告された。

3名ともに受賞することが決まっており、正式な賞状は後日送付されるが、本会議において表彰が行われた。

⑭ 今後の会議予定

議長から次回の ISO/TC21/SC6 会議について、TC21が来年、中国の上海で開催される予定であることから、合わせて開催したいとの提案が



写真-4 野村前SC6国内委員長表彰(代理受領:小川SC6国内委員長)

あり、異議なく承認された。

⑮ 決議事項の承認

国際事務局及び決議事項編集委員からサンクトペテルブルク会議決議事項について次のとおり説明があった。

ア 決議203（サンクトペテルブルク1）

ISO/TC21/SC6 は、GOST R 及びスポンサーに対し、今回の SC6 及び各 WG の開催にあたり多大な尽力及び協力に感謝する。

イ 決議204（サンクトペテルブルク2）

ISO/TC21/SC6は、技術作業に関する行動規範に関する文書（SC6/N587：CODE of CONDUCT）を読み上げ、ISO 規格の技術作業において行動規範を尊重することに合意する。

ウ 決議205（サンクトペテルブルク3）

ISO/TC21/SC6は、SC6シカゴ会議（N560）の議事録が、真実であり、正確かつ完全な記録として、レビューし、承認する。

エ 決議206（サンクトペテルブルク4）

ISO/TC21/SC6は、森本邦夫氏を ISO/TC21/SC6/WG8（車載式 CAF システム）のコンビーナーとして、2022年までの3年間、継

続することに合意する。

オ 決議207（サンクトペテルブルク5）

ISO/CD ISO7203-4（N576）の結果に留意し、ISO/TC21/SC6は、この投票を承認し、DIS 投票に進むことに合意する。

カ 決議208（サンクトペテルブルク6）

ISO/TC21/SC6 は、Wetting Agents の規格化に向けた新規作業項目投票を開始することに合意する。

キ 決議209（サンクトペテルブルク7）

ISO/DIS 7076-6：2016/Amd（N575）の結果に留意し、ISO/TC21/SC6は、この投票を承認し、直接発行に進むことに合意する。

ク 決議210（サンクトペテルブルク8）

ISO/TC21/SC6 は、ISO7076-5:2014に関し、国際的な採用レベル及びそれに基づく TMB の最終決定としての規格を廃止すべきとする ISO ルールを全面的に受け入れ、尊重する。ISO/TC21/SC6は、この規格の廃止が後悔を招くアクションとなることを懸念し、廃止について再検討することを強く提案する。

ISO/TC21/SC6は、当該規格を

廃止すべきか否かについて質問する CIB 投票を提案すると結論付けた。: AFFF のような泡消火剤に未だ使用されているフッ素含有（残留性）化学物質の規制を検討する国際的な立法者間が増えている。その結果、フッ素フリーの泡に変更するユーザーも増えている。ごく最近の開発で、CAF が新しいフッ素フリー泡消火剤とフッ素含有泡消火剤（AFFF）との間の性能のギャップを最終的に埋めるようなフッ素フリー泡の能力を改善する潜在性を有する技術として証明された。

ケ 決議211（サンクトペテルブルク9）

人体への毒性及び環境側面に関するアドバイスについての CIB 投票の結果に留意し、ISO/TC21/SC6は、毒性及び地球環境への関心の高まりを考慮し、関連規格で必要に応じて人体への毒性及び環境側面を規定することに合意する。SC6は、他の SC にこの結果を配布するために、TC21で上申することを結論付けた。

コ 決議212（サンクトペテルブルク10）

ISO/TC21/SC6は、2020年の次の会議を他の SC と共同して、

2020年9月7日から11日に、上海（中国）で開催することに同意する。



写真-5 会場内の消火栓及び消火器

決議事項は異議なく承認され、閉会となった。

7. むすびに

最後になりましたが、この会議に対してご協力いただきました一般社団法人日本消火装置工業会、ISO/TC21事務局及び協会関係者に感謝を申し上げます。



一般公開のお知らせ

日本消防検定協会
消防研究センター校
消防大学校
一般財団法人 消防防災科学センター

日本消防検定協会、消防研究センター、消防大学校及び一般財団法人 消防防災科学センターでは、令和2年度の科学技術週間にあたり、一般の方々に試験研究施設の公開や消防用機械器具、消防防災科学技術の研究開発の展示、実演等を下記のとおり行いますので、皆様お誘い合わせの上、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

記

1 日 時 令和2年4月17日（金）

10:00～16:00

入場無料

2 場 所（受付：消防研究センター本館）

日本消防検定協会

（東京都調布市深大寺東町4-35-16）

消防研究センター、消防大学校

（東京都調布市深大寺東町4-35-3）

※（同一敷地内にあります。）

3 公開内容

【日本消防検定協会】

屋内消火栓の操作説明及び操作体験、住宅用消火器の消火実演、消火器の操作

体験、住宅用防災警報器の展示及び実演等

【消防研究センター、消防大学校】

消防ロボットシステム展示、軽油の燃焼実験、ガス爆発に関する実験、水陸両用バギー、火災旋風の研究、石油タンクの安全性、原因調査室の業務紹介、消防車両の展示等

【一般財団法人 消防防災科学センター】

避難所HUG（風水害版）の実演、放火対策GISの実演、令和元年度中に起きた災害の被害や災害対応の状況を写真などで紹介

4 交通機関

(1) JR 中央線吉祥寺駅南口から バス約20分

6番乗り場：「深大寺」「野ヶ谷」「調布駅北口」行き＜消防大学前＞下車

(2) JR 中央線三鷹駅南口から バス約20分

8番乗り場：「野ヶ谷」行き＜消防大学前＞下車

7番乗り場：「晃華学園東」行き＜中原三丁目＞下車 徒歩5分

※新型コロナウイルスの感染拡大を考慮し、一般公開を中止する可能性もあります。

(3) 京王線調布駅北口から バス約18分
11番乗り場：「杏林大学病院」行き<
中原三丁目>下車 徒歩5分

■消防大学校 教務部

電話 0422-46-1712 (直通)

ホームページ <http://fdmc.fdma.go.jp/>

5 問い合わせ先

■日本消防検定協会 企画研究部情報管理課

電話 0422-44-7471 (代表)

ホームページ <http://www.jfeii.or.jp/>

■消防研究センター 研究企画室

電話 0422-44-8331 (代表)

ホームページ <http://nrfid.fdma.go.jp/>

■一般財団法人消防防災科学センター総務部

電話 0422-49-1113 (代表)

ホームページ <http://www.isad.or.jp/>



信頼できる消防機器のために

日本消防検定協会

JAPAN FIRE EQUIPMENT INSPECTION INSTITUTE

公開内容 (日本消防検定協会)

項 目	概 要	場 所・時 間
住宅用消火器の消火実演	住宅用消火器による天ぷら油火災の消火実演を見学できます。	消火散水試験場 実演： ①11:15～11:30 ②14:30～14:45
消火器の操作体験	訓練用消火器を用いて目標物に放射する消火の疑似体験ができます。	消火散水試験場 操作体験：随時 (12:00～13:00は除く)
屋内消火栓の操作説明及び操作体験	屋内消火栓の構造説明と操作実演を行います。また、屋内消火栓を用いて、目標物に放水する消火操作を体験できます。	スプリンクラー消火試験場 操作説明： ①11:00～11:15 ②13:15～13:30 ③14:45～15:00 操作体験：随時 (12:00～13:00は除く)
住宅用防災警報器の展示及び実演	当協会の検定に合格した住宅用防災警報器を紹介しします。また、無線式の住宅用防災警報器が連動する様子を見学できます。	情報館1階 実演：随時
各種消防用機械器具等の展示	消火器、スプリンクラーヘッド、火災報知設備、消防用ホースなど、各種消防用機械器具等を紹介しします。	情報館1・2階展示室 随時
ビデオ放映コーナー	消防機器の検定制度及び検定協会の紹介についてビデオ放映を行います。	情報館3階 随時
休憩所	コーヒーやお茶等をセルフサービスでご用意しております。ご自由にご利用ください。	情報館3階 随時

平成31年度一般公開の様子



住宅用消火器による天ぷら油火災の消火実演



訓練用消火器を使った操作体験



屋内消火栓の操作説明及び操作体験
(協力: (一社) 日本消防放水器具工業会)



住宅用防災警報器の展示及び実演



ビデオ放映コーナー及び休憩所

検定協会だより 令和2年3月



軽油の燃焼実験
[消防研究センター]



災害対応のための消防ロボットシステム
[消防研究センター]



消防車両等の展示
[消防大学校]



避難所HUG (風水害版)
[一般財団法人 消防防災科学センター]



令和元年度設置後10年を経過した 住宅用防災警報器に係る調査報告（概要） について

企画研究部 企画研究課

〇はじめに

住宅用防災警報器（以下「住警器」という。）については、平成16年の消防法の改正により新築住宅は平成18年6月から設置が義務化され、既存住宅は市町村の条例の規定により平成23年6月までに順次設置が義務化されました。

新築住宅については、設置の義務化から既に10年が経過し、既存住宅についても間もなく設置の義務化から10年を迎えることから、これらの住警器の一部には電池切れや電子部品等の劣化の発生が懸念されます。このことから、当協会は、住民による住警器の電池や本体の交換を促進する一助としていただくため、平成30年度に引き続き全国の消防本部に対して設置後10年を経過した住警器に係る調査を実施しました。

第1 調査の概要

1 調査した期間

令和元年6月上旬から11月下旬まで調査

2 調査対象消防本部

(1) 郵送調査

48消防本部（局）

(2) 訪問調査

8消防本部（局）

3 調査対象消防本部の選定方法

(1) 郵送調査

消防本部を消防職員定員数に応じて3つの規模（大・中・小）に分類し、地域特性を踏まえ全国8地方区分ごとに各規模2本部を選定

(2) 訪問調査

郵送調査の結果から訪問可能な消防本部を抽出し、さらに問合せ状況や地域特性を踏まえ全国8地方区分ごとに1消防本部ずつ、大中小規模の本部が入るように選定

4 調査の方法

(1) 郵送調査

郵送での「調査用紙」を用いた調査

(2) 訪問調査

対面での聴き取り形式による調査

第2 郵送調査の結果（調査対象48消防本部中、40消防本部から回答）

1 住警器に関する問合せについて

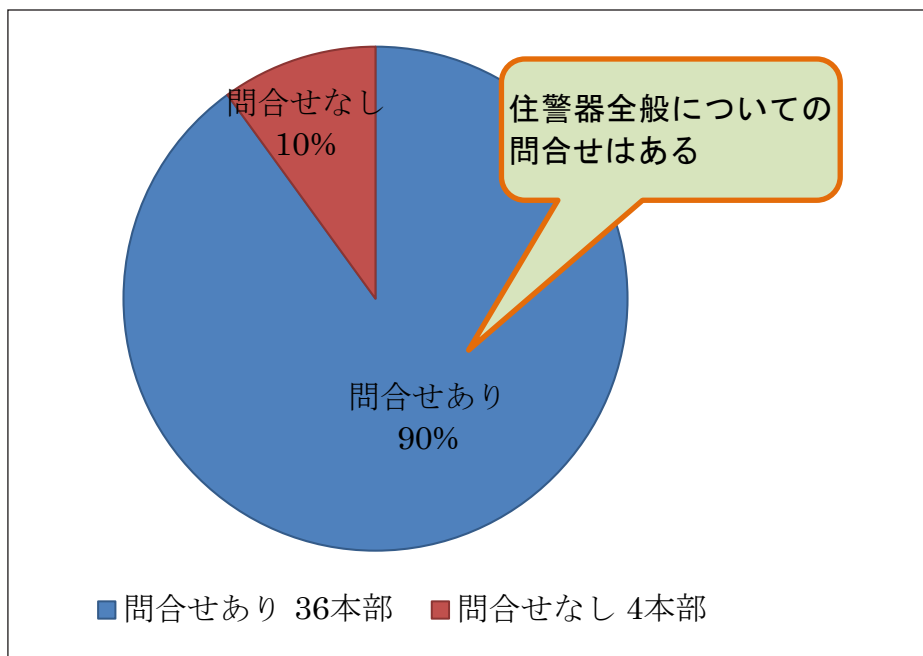


図-1 住警器に関する問合せについて (n=40)

2 年間の問合せ件数について

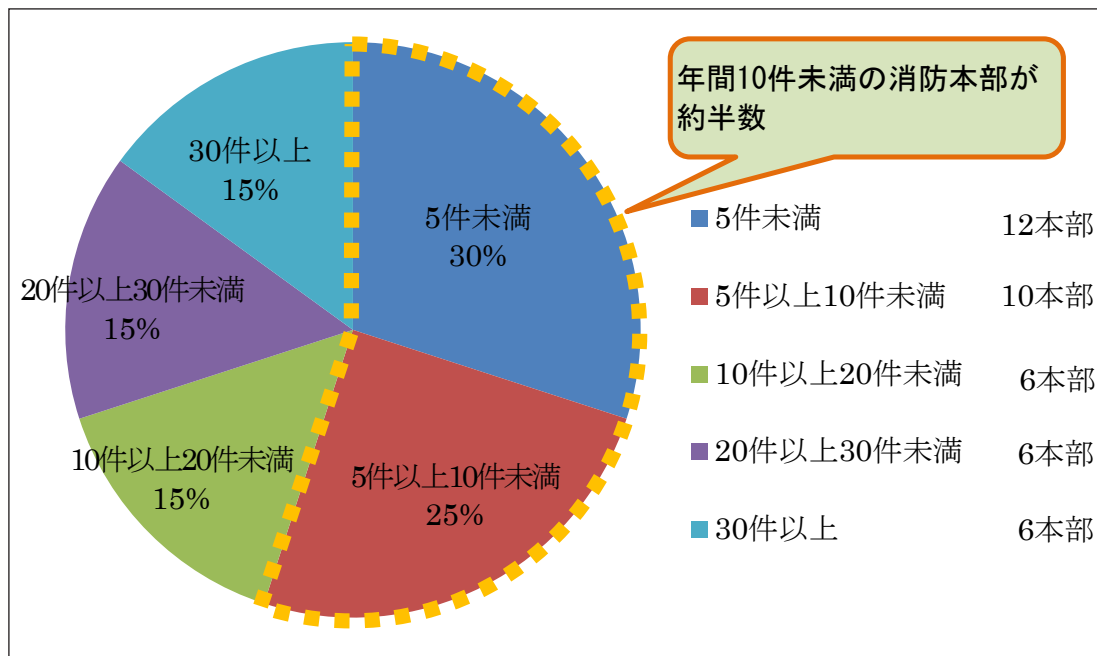


図-2 年間の問合せ件数について (n=40)

3 問合せ内容について

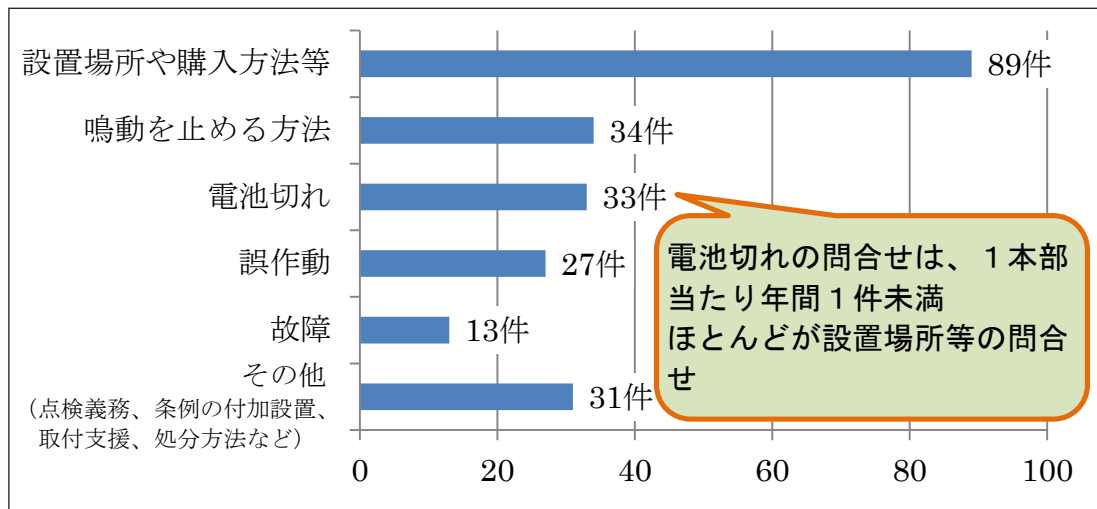


図-3 問合せ内容について (n=227)

4 問合せに対する対応方法について

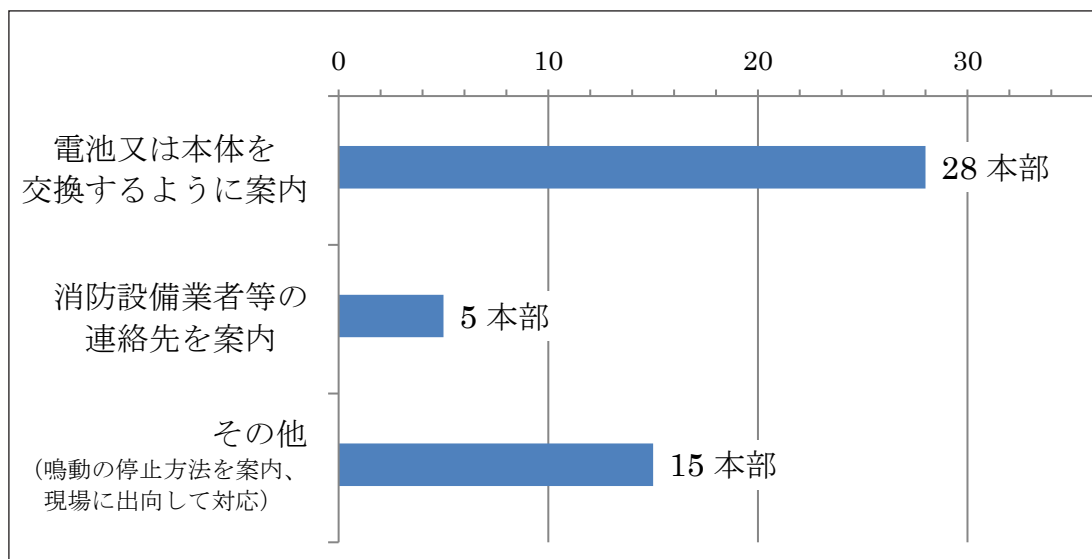


図-4 問合せに対する対応方法について(n=36・複数回答含)

5 電池交換と本体交換の案内について

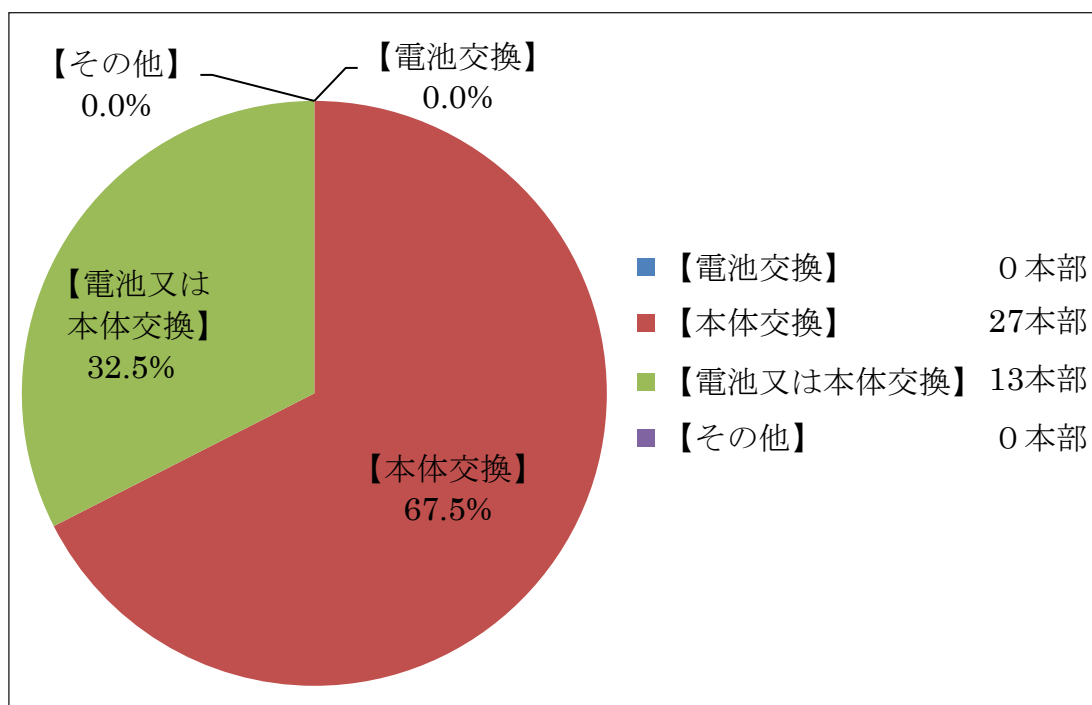


図-5 電池交換と本体交換の案内について

第3 訪問調査の結果（調査対象8 消防本部）

1 住民からの住警器に関する問合せ等

(1) 具体的な問合せ内容

ア 住警器が鳴動しているが、なぜ鳴動しているかわからない。

イ 住警器が鳴動しているが、止め方がわからない。

(2) 電池切れ等に伴う懸念事項

ア 住警器の取外しや電池切れによって未警戒となっていた場合に、火災件数の増加や延焼拡大、死者数の増加に繋がること。

イ 電池切れを確認してからの交換では未警戒の期間ができてしまうこと。

ウ 電池が切れても費用面の負担から交換しない住民が出てくること。

エ 住警器の鳴動に伴う部隊出向の増加により、部隊運用上の支障が出てしまうこと。

オ 住警器が鳴動している家の住民が留守であった場合に、出場した部隊が現場で待機する件数が増加すること。

(3) 問合せが増加することへの対策

ア イベント等でのブース設置や広報誌の配布等による広報

イ 消防職団員による戸別訪問

(4) 対策を実施する上での課題

ア 点検回数等について具体的・積極的に広報ができないこともあり、いかに点検をしてもらうかが難しい。

イ 広報誌を全戸配布しても、閲読率が低い。

ウ ホームページで広報しているが市全体のホームページに掲載しているため、掲載ページの階層が深く、ページの閲覧率が低い。

エ 住宅防火診断の訪問時に、室内に入り住警器の設置を確認することが難しい。

オ 高齢者はイベント参加率が低そうであり、またホームページ等の閲覧をしない人が多いと考えられるので、効果的な広報が難しい。

2 住民への住警器の交換促進の普及啓発活動等

(1) 交換促進の普及啓発活動の方法

ア 本体の価格が安くなり、電池交換の費用とさほどかわらないため本体交換を推奨

イ 機器本体の老朽化が考えられるため本体交換を推奨

ウ 交換用の電池が普通には購入できないため本体交換を推奨

(2) 作動点検を実施してもらうための対策及び普及啓発活動

ア 広報により定期的な点検の必要性を周知

イ イベントで消防職員による寸劇を行い、住警器の点検や新しい住警器への交換を普及

ウ 消防職員による高齢者世帯等への取付支援を実施

エ NPO 法人と協働で高齢者世帯等への取付支援事業を実施

3 住警器の鳴動等

(1) 火災以外の原因

ア 調理中の煙を感知

イ 電池切れ

ウ 殺虫剤の使用中に感知

エ 虫が入っていた

オ ほこりが入っていた

(2) 鳴動しなかった火災

ア 出火室の隣室に設置していたため、住警器に煙が届かず鳴動しなかった。

イ 電池を外していたため鳴動しなかった。

第4 当協会の対応

平成30年度においては、全国の消防本部が実施している電池又は本体の交換の取組み等について情報を調査・収集しました。また、取りまとめた結果をもとに、全国の消防本部に対し住警器に関する情報提供を充実するために、当協会のホームページ (<http://www.jfeii.or.jp>) に「住宅用火災警報器特集」を新設しました。

令和元年度においては、本調査において収集した情報をもとに、「住宅用火災警報器特集」ページのリニューアルを行いました。引き続き住警器に関する情報提供の更なる充実を図ってまいります。

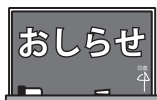
なお、当協会が今年度発行した冊子やちらしについてもホームページに掲載し、全国の消防本部で使用できるようにしましたので、ご活用いただければ幸いです。

冊子やちらしを掲載

最後に、本調査の実施に当たり、お忙しい中情報提供にご協力いただいた40の消防本部の皆様へ深く感謝申し上げますとともに、今後とも当協会の業務へのご理解とご協力をお願いいたします。



当協会のホームページ



「塩水噴霧試験機」の増設について

消火・消防設備部 消防設備課

金属製避難はしご等の腐食試験を実施するために使用する、塩水噴霧試験機を増設致しましたのでご紹介します。

1 概要

塩水噴霧試験機は、金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第3号）第10条に規定されている腐食試験において使用する試験機です。本機で JIS Z 2371（塩水噴霧試験方法）に規定された試験条件の下、自動で塩水の噴霧・放置を繰り返し、試料の腐食を促進させます。その後、本機から試料を取り出し、水洗い・自然乾燥させて、機能及び構造への異常が生じないか確認をします。この他、緩降機の型式試験、動力消防ポンプ、消防用吸管、消防用結合金具、消防用積載はしご、消防用接続器具及び屋内消火栓設備の屋内消火栓等のノズルの型式評価においても本機を使用して腐食試験を行います。

2 塩水噴霧試験機の構成について

塩水噴霧試験機は、試験槽、塩水溶液タンク、制御・操作盤、排気処理装置、純粹製造装置、湿度発生機及びコンプレッサーで構成されています。以下に各構成機器の特徴・仕組を挙げます。

(1) 試験槽

試験槽は、耐食性の高い硬質塩化ビニル製とし、既に導入している塩水噴霧試験機よりも大きな試料が入れられるよう約幅2000mm×奥行き1000mm×高さ500mmとしました。

上蓋は傾斜型の形状とし、上蓋内部に生じた水滴が試料へ直接落ちないようにしています。開閉操作はエアシリンダーにより容易に行えます。

写真-2のように塩水の噴霧は試験槽の左右に配置した噴霧塔より試験槽内に均一に噴霧されます。運転中の噴霧量を確認するため、噴霧液採取容器（採取面積80cm²）も左



写真-1 塩水噴霧試験機全体

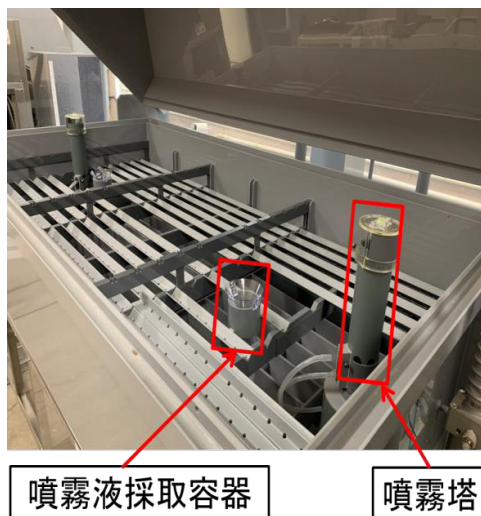


写真-2 試験槽内部

右に配置しております。

(2) 塩水溶液タンク

容量は80Lで、塩水溶液のpHの変動を抑えるために空気遮断ボードを設けています。容器側面が透明であるため、塩水溶液の残量を常に確認することができます。

(3) 制御・操作盤

電源のスイッチ及び試験槽上蓋の開閉の運転操作を行うことができ、排気処理装置及びコンプレッサーは電源のスイッチに連動して動作します。金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令で規定された運転時間（塩水噴霧8時間及び放置16時間を繰り返す運転等）を自動制御にて行うことができます。

写真-3のように制御・操作盤上部にて試験槽及び空気飽和器の温度を、噴霧圧力を表示します。運転中に試験槽温度の過上昇等の異常が発生した場合には、各安全装置が作動し、エラーコードを表示し、自動停止します。

(4) 排気処理装置

塩水噴霧試験機運転中の排出塩霧（排気）を水スプレー中に通し、塩分を除去した後、屋外へします。処理に使用する水をポンプにより循環させ、処理に係る水量を減らして運転ができます。

(5) イオン交換水製造装置

試験中は常時、水道水を装置内のフィルタ（イオン交換樹脂）処理により電気伝導率を $1.0 \mu\text{S}/\text{cm}$ 以下にしたイオン交換水を供給します。フィルタを2台並列に配置することで、試験を中断せずにフィルタの交換等行うことが可能です。

(6) 湿度発生機

イオン交換水製造装置を通して給水し、発生させた蒸気を直接試験槽内へ送ることで試験槽の湿度及び温度（ $35^\circ\text{C} \pm 1^\circ\text{C}$ ）を保ちます。

(7) コンプレッサー

圧縮された空気を塩水噴霧、空気飽和器及び試験槽上蓋の開閉操作に使用します。



写真-3 制御・操作盤



写真-4 排気処理装置



写真-5 イオン交換水製造装置



写真-6 湿度発生機

検定協会だより 令和2年3月

増設した塩水噴霧試験機の主要な仕様

表-1 塩水噴霧試験機本体

試験機外形寸法	約幅2800mm × 奥行き1280mm × 高さ1710mm
試験槽寸法	約幅2000mm × 奥行き1000mm × 高さ500mm
本体重量	550kg
電源容量	3相200V(50Hz) 約22A
試験槽耐荷重	150kg (床等分布荷重)

表-2 排気処理装置

外形寸法	約幅800mm × 奥行き365mm × 高さ1480mm
重量	50kg
電源容量	3相200V(50Hz) 約2A
所要水量	約20L

表-3 イオン交換水製造装置

外形寸法	約幅570mm × 奥行き445mm × 高さ690mm
フィルタ外形寸法	約直径130mm × 高さ623mm
重量	30kg
処理水質	電気伝導率 $1.0\mu\text{S}/\text{cm}$ 以下 (処理水温 $25^{\circ}\text{C} \pm 2^{\circ}\text{C}$ 時)

■■■業界の動き■■■

－会議等開催情報－

◆（一社）日本火災報知機工業会◆

○業務委員会（令和2年2月13日）

- ・令和2年2月度理事会概要報告について
- ・住宅用火災警報器関連の報告他
検定申請個数等の定例報告
- ・事務局長会議議事概要について
- ・委員長連絡会報告

○メンテナンス委員会

（令和2年2月18日）

- ・点検実務検討小委員会報告
- ・維持運用管理手法小委員会報告
- ・委員長連絡会報告

○技術委員会（令和2年2月20日）

- ・火報システム技術検討小委員会報告
- ・試験基準検討小委員会報告
- ・住警器設置・交換ガイドブック作成WG報告
- ・委員長連絡会報告

○設備委員会（令和2年2月27日）

- ・設備性能基準化小委員会報告
- ・工事基準書改訂小委員会報告
- ・委員長連絡会報告

○システム企画委員会

（令和2年2月28日）

- ・光警報システム関連報告
- ・火報企画小委員会報告

- ・火報関連システムとの連携調査小委員会報告

- ・委員長連絡会報告

○住宅防火推進委員会

（令和2年2月26日）

- ・交換推進WGについて
- ・令和2年春の火災予防運動実施課長通知について
- ・第15期東京都住宅防火対策推進協議会について
- ・令和元年度住宅防火推進シンポジウム実施報告書について
- ・令和2年度住宅防火推進委員会開催予定について
- ・住宅用火災警報器検定申請数について
- ・お客様電話相談室受付結果について
- ・委員長連絡会報告

◆（一社）日本消火器工業会◆

○第8回技術委員会

（令和2年2月17日）

- ・住宅用消火器について
- ・高性能型消火器の実験会について

○第6回理事・総務合同会議

（令和2年2月18日）

- ・定例報告
- ・書面決議に関する理事会議事録報告
- ・高性能型消火器の実験会について
- ・消防機器海外展開支援センターについて
- ・高性能型消火器の新製品について

- ・ 第60期決算見通し及び第61期予算(案)について

- ・ 設立60周年記念事業準備会設置について

○第11回企業委員会

(令和2年2月20日)

- ・ 消火器の申請・回収状況
- ・ 消火器リサイクル推進センターからの報告
- ・ 高性能型消火器の実験会について
- ・ 高性能型消火器の新製品について
- ・ 設立60周年記念事業準備会設置について

◆(一社)日本消火装置工業会◆

○第403回技術委員会

(令和2年2月5日)

- ・ 新講師登録について
- ・ 消火設備に関する課題等についての要望書について
- ・ その他

○第186回第一部技術分科会

(令和2年2月21日)

- ・ 文化財に対するSP設備の設計・工事基準書について
- ・ 工事基準書改訂WGからの審議依頼について

- ・ その他

○第181回第二部技術分科会

(令和2年2月20日)

- ・ サンプルング検査の合格範囲の公開について
- ・ 泡消火設備の点検基準改正について
- ・ その他

◆(一社)日本消防ポンプ協会◆

○大型技術委員会(令和2年2月25日)

- ・ 消防専用シャシのPTO及び駆動伝達装置の脆弱性について
- ・ R34給油口の配置について
- ・ 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の英語訳について
- ・ その他

○大型技術委員会 品質評価細則の見直し 水槽付消防車WG

(令和2年2月25日)

- ・ 今後の進め方について
- ・ その他

○小型技術委員会(令和2年2月17日)

- ・ D-1級可搬消防ポンプについて
- ・ 可搬消防ポンプの点検器具について
- ・ 表示ラベルの統一化について
- ・ その他

■■人事異動■■

◆消防庁人事◆

○令和2年3月1日付

(氏名)	(新)	(旧)
中嶋 仁美	併任 消防・救急課課長補佐	総務課課長補佐 【東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会警備局対処調整部救助対策担当課長】
山下 剛史	出向 【総務省大臣官房秘書課主査へ】 (外務省在インド日本国大使館二等書記官 併任 在ブータン日本国大使館)	総務課主査
平山 貴至	総務課 【東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会警備局対処調整部救助対策課長代理】	横浜市消防局中消防署

新たに取得された型式一覧

型式承認

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認 年月日
小型消火器	消第2020～1号	日本ドライケミカル株式会社	粉末（ABC）3.0kg（蓄圧式、アルミニウム製）	R2.1.23
	消第2020～2号	日本ドライケミカル株式会社	粉末（ABC）3.5kg（N ₂ 加圧式、アルミニウム製）	R2.1.23
	消第2020～6号	日本ドライケミカル株式会社	粉末（ABC）6.0kg（CO ₂ +N ₂ 加圧式、アルミニウム製）	R2.1.23
消火器用消火薬剤	薬第2020～1号	株式会社丸山製作所	消火器用粉末（ABC）	R2.1.30
泡消火薬剤	泡第2020～1号	日新理化学工業株式会社	水成膜泡 3%（-20℃～+30℃）	R2.2.3
中継器	中第2020～3号	日本ドライケミカル株式会社	直流28V、外部配線抵抗20Ω	R2.1.23
	中第2020～4号	日本ドライケミカル株式会社	直流28V、外部配線抵抗50Ω	R2.1.23
中継器（アナログ式、蓄積式及び自動試験機能付）	中第2020～5号	日本ドライケミカル株式会社	交流100V、外部配線抵抗20Ω、公称蓄積時間60秒、公称受信温度50℃～80℃、公称受信濃度（スポット型）2.5%/m～17.0%/m、公称受信濃度（分離型）5.0%～80.0%	R2.2.14

品質評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
動力消防ポンプ	P1503	株式会社野口ポンプ製作所	消防ポンプ自動車、A-1、NPBF11	R2.1.23
消防用ホース	H 0124FA02A	芦森工業株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.3、呼称65（シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント交織、円織）	R2.2.3
	H 0424FC11A	株式会社横井製作所	平、合成樹脂、使用圧1.3、呼称65（シングル、ポリエステルフィラメント・ポリエステルフィラメント綾織、円織）	R2.2.4
	H 0425DC08A	株式会社横井製作所	平、合成樹脂、使用圧1.6、呼称40（シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント綾織、円織）	R2.2.4
	H 1025DC02A	株式会社報商製作所	平、合成樹脂、使用圧1.6、呼称40（シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント綾織、円織）	R2.2.6
消防用結合金具	C 06KM02A	帝国繊維株式会社	使用圧1.6、ねじ式、呼称150	R2.2.7
	C 06AD02A	帝国繊維株式会社	使用圧2.0、差込式差し口、呼称40	R2.2.14
	C 06AE02A	帝国繊維株式会社	使用圧2.0、差込式差し口、呼称50	R2.2.14
	C 06AF03A	帝国繊維株式会社	使用圧2.0、差込式差し口、呼称65	R2.2.14
特殊消防ポンプ自動車又は特殊消防自動車に係る特殊消火装置	MT-10-9	株式会社モリタ	水槽付消防ポンプ自動車	R2.1.20
	NDC-P1D-11	日本ドライケミカル株式会社	化学消防ポンプ自動車	R2.1.23
	FL-40-3	日本ドライケミカル株式会社	泡原液搬送車	R2.1.23
	NL405HRX-1	日本機械工業株式会社	はしご付消防ポンプ自動車	R2.2.3

特殊消防ポンプ自動車 又は特殊消防自動車 に係る特殊消火装置	TECP-5B-8	帝国繊維株式会社	化学消防ポンプ自動車	R2.2.18
	NDC-A5F-1	日本ドライケミカル株式会社	大型化学消防ポンプ自動車	R2.2.18
	NDT-15-8	日本ドライケミカル株式会社	水槽付消防ポンプ自動車	R2.2.21
	GMW-10-5	ジーエムいちほら工業株式会社	水槽付消防ポンプ自動車	R2.2.21

認定評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
非常警報設備・起動装置	認評非第2020～1号	ニッタン株式会社	防雨型（DC30V、250mA）	R2.2.4
非常警報設備・一体型	認評非第2020～2号	ニッタン株式会社	防雨型、DC24V	R2.2.4
屋内消火栓設備の屋内消火栓等・広範囲型2号消火栓	認評栓第2020～1号	株式会社 大東製作所	壁面設置型折畳み等収納式 呼称25	R2.2.14
特定駐車場用泡消火設備・閉鎖型泡水溶液ヘッド	認評駐閉第2020～1号	ヤマトプロテック株式会社	バルブ型C68、感知範囲r2.6、呼称15（標準r2.6、下向き、発泡倍率5倍未満）	R2.1.24
	認評駐閉第2020～2号	ヤマトプロテック株式会社	バルブ型C68、感知範囲r2.6、呼称15（標準r2.6、上向き、発泡倍率5倍未満）	R2.1.24
特定駐車場用泡消火設備・開放型泡水溶液ヘッド	認評駐開第2020～1号	ヤマトプロテック株式会社	呼称15（標準r2.6、下向き、発泡倍率5倍未満）	R2.1.24
	認評駐開第2020～2号	ヤマトプロテック株式会社	呼称15（標準r2.6、上向き、発泡倍率5倍未満）	R2.1.24

認定評価 型式変更評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
屋内消火栓設備の屋内消火栓等・広範囲型2号消火栓	認評栓第29～1～1号	株式会社真和	壁面設置型折畳み等収納式 呼称25	R2.2.4

検定対象機械器具等申請一覧表

種別		型式試験 申請件数	型式変更試験 申請件数	型式適合検定			
				申請件数	申請個数	対前年 同比(%)	対前年 累計比(%)
消火器	大型	0	0	17	1,748	64.2	89.5
	小型	1	0	69	326,216	83.9	96.1
消火器用消火薬剤	大型用	0		0	0	皆減	75.6
	小型用			6	5,670	50.1	75.6
泡消火薬剤		0		20	119,280	85.8	101.9
感知器	差動式スポット型	0	0	36	221,768	84.3	96.0
	差動式分布型	0	0	12	6,990	90.5	94.5
	補償式スポット型	0	0	0	0	皆減	40.5
	定温式感知線型	0	0	0	0	-	50.0
	定温式スポット型	0	0	38	122,283	127.8	94.9
	熱アナログ式スポット型	0	0	9	8,843	234.8	86.9
	熱複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	イオン化式スポット型	0	0	1	100	皆増	140.8
	光電式スポット型	0	0	44	165,933	102.7	92.5
	光電アナログ式スポット型	0	0	13	53,802	127.7	121.2
	光電式分離型	2	0	6	380	116.9	111.4
	光電アナログ式分離型	0	0	2	102	141.7	131.8
	光電式分布型	0	0	0	0	-	-
	光電アナログ式分布型	0	0	1	1	皆増	70.0
	煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	熱煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	皆増
	紫外線式スポット型	0	0	2	150	150.0	91.4
	赤外線式スポット型	0	0	6	959	147.8	133.4
	紫外線赤外線併用式スポット型	0	0	0	0	-	59.0
	炎複合式スポット型等	0	0	0	0	-	-
発信機	P型1級	0	0	12	18,966	79.3	63.8
	P型2級	0	0	8	5,098	137.3	70.4
	T型	0	0	0	0	-	-
	M型	0	0	0	0	-	-
中継器		0	0	101	41,470	96.3	105.6
受信機	P型1級	0	0	51	2,709	100.4	95.7
	P型2級	0	0	19	3,292	50.2	85.0
	P型3級	0	0	3	82	136.7	8.9
	M型	0	0	0	0	-	-
	R型	0	0	11	77	89.5	102.2
	G型	0	0	3	7	100.0	106.8
	GP型1級	0	0	13	47	130.6	107.2
	GP型2級	0	0	0	0	-	-
	GP型3級	0	0	11	23,040	68.7	101.6
	GR型	0	0	18	238	93.3	104.8
閉鎖型スプリンクラーヘッド		0	0	39	180,320	105.9	91.9
流水検知装置		0	0	36	2,192	100.5	79.3
一斉開放弁		0	0	14	921	65.9	98.7
金属製避難はしご	固定はしご	0	0	2	32	78.0	90.3
	立てかけはしご	0	0	0	0	-	-
	つり下げはしご	0	0	18	9,200	65.3	100.0
緩降機		0	0	4	510	109.4	109.8
住宅用防災警報器	定温式住宅用防災警報器	1	0	20	108,718	133.4	102.0
	イオン化式住宅用防災警報器	0	0	0	0	-	-
	光電式住宅用防災警報器	1	0	31	492,025	85.1	73.3
合計		5	0	696	1,923,169	92.5	90.0

※前年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

性能評価申請一覧表

特殊消防用設備等性能評価業務	性能評価申請件数	性能評価変更申請件数
特殊消防用設備等の性能に関する評価	0	0

受託評価等依頼一覧表

品質評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
補助警報装置及び中継装置	0	0	0	0	0	-	-
音響装置	0	0	0	2	410	205.0	139.7
予備電源	0	0	0	4	22,550	104.9	92.9
外部試験器	0	0	0	1	10	12.5	118.1
放火監視機器	放火監視センサー	0	0	1	419	123.6	136.4
	受信装置等	0	0	0	0	-	200.0
光警報装置	0	0	0	0	0	-	565.2
光警報制御装置	0	0	0	1	22	皆増	68.0
屋外警報装置	0	0	0	0	0	-	-
屋外警報装置に接続する中継装置	0	0	0	0	0	-	-
消火器加圧用ガス容器	0	0	0	3	50,500	2,525.0	90.5
蓄圧式消火器用指示圧力計	0	0	0	5	368,000	106.4	101.1
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁	0	0	0	4	1,905	211.7	94.3
消火設備用消火薬剤	0	0	3	6	100,089	166.5	83.1
住宅用スプリンクラー設備	0	0	0	0	0	-	-
構成部品	0	0	0	0	0	-	-
動力消防ポンプ	消防ポンプ自動車	1	2	46	77	51.7	96.6
	可搬消防ポンプ	1	0	1	85	20.0	92.2
消防用吸管	呼称65を超えるもの	0	0	4	892	193.5	110.2
	呼称65以下のもの	0	0	3	260	433.3	122.2
消防用ホース	平 40を超えるもの	1	0	9	26,168	79.5	83.7
	平 40以下のもの	0	0	4	28,486	60.0	74.4
	濡れ	0	0	0	0	-	皆減
	保形	1	0	4	4,800	67.0	99.2
消防用結合金具	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	-	61.1
	差込式	0	0	2	86,998	87.9	86.3
	ねじ式	0	0	2	9,882	98.3	86.5
	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	-	33.3
	同一形状	0	0	0	0	皆減	21.0
漏電火災警報器	変流器	0	0	13	3,402	88.7	109.4
	受信機	0	0	8	3,313	99.0	119.1
エアゾール式簡易消火具	0	0	0	1	25,000	48.8	63.2
特殊消防ポンプ自動車	2		0	25	28	52.8	98.3
特殊消防自動車				3	3	27.3	68.8
可搬消防ポンプ積載車	0		0	2	2	28.6	76.7
ホースレイヤー	0	0	0	0	0	-	82.0
消防用積載はしご	0	0	0	7	210	68.9	92.7
消防用接続器具	0	0	3	17	4,038	141.8	112.6
品質評価業務				確認評価			
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
外部試験器の校正				7	28	175.0	134.3
オーバーホール等整備				5	5	125.0	101.9

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

認定評価業務		型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
地区音響装置		0	0	0	29	29,646	87.1	78.8	
非常警報設備	非常ベル及び自動式サイレン	0	0	0	47	6,194	101.2	83.5	
	放送設備	0	0	0	74	71,774	63.6	106.6	
パッケージ型自動消火設備		0	0	0	0	0	-	-	
総合操作盤	構成部品	0	0	0	0	0	-	-	
		0	0	0	0	0	-	-	
屋内消火栓等	易操作性1号消火栓	0	0	0	14	3,790	102.4	97.9	
	2号消火栓	0	0	0	6	1,850	67.0	99.1	
	広範囲型2号消火栓	1	0	0	8	676	63.8	119.8	
	補助散水栓	0	0	0	3	900	1,125.0	1,125.0	
	ノズル	0	0	4	27	10,264	124.9	106.9	
認定評価業務		装着番号付と 確認評価 依頼件数		更新等 依頼件数	製品確認評価				
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
屋内消火栓等	消防用ホースと結合金具の装着部	0		0	11	39,299	41.3	83.4	
認定評価業務		型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
特定駐車場用泡消火設備		0	0	0	6	6,580	34.6	114.7	
認定評価業務		総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
						依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備		0	0	0	0	0	-	-	
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備・構成装置			1	0	0	18	81.8	121.1	
特定機器評価業務		総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
						依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
特定消防機器等		0	0	0	1	14	47,121	214.8	73.1
受託試験及びその他の評価		依頼件数				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
受託試験(契約等)		0							
受託試験(その他の契約等)						4	4	200.0	104.2
評価依頼(基準の特例等)		0							

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。
 ※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。
 ※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

中国湖北省武漢市に端を発した新型コロナウイルスによる肺炎の感染が世界の各地に拡がり、我が国も中国から帰国した方やクルーズ船で寄港した方にとどまらず、国内の各地に感染が拡大しています。政府の要請によって全国の小中学校・高校は臨時休校し、スポーツや文化イベントなども中止や延期され、一部の官公庁や企業では、時差出勤やテレワークなどの在宅勤務が行われています。

PCR 検査の結果が陰性になって退院される方がいる一方で、亡くなったり、感染経路が不明な方がいたり、一旦、陰性と判定された方が陽性になったり、また、専用のワクチンや抗ウイルス治療薬が研究中で存在しないことなどから不安が募りますが、過剰な反応や萎縮はしないで、今できる自己防衛策として、マスクの着用とうがいや手洗いをこまめに

して、一日も早く収束することを祈っています。

さて、今月号では、神戸市消防局長の長岡賢二様には巻頭のことばを、消防庁予防課からは「新たな技術開発に係る検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の技術上の規格の基準の特例制度の運用等について」を、消防庁消防研究センターからは「一般公開のお知らせ」をご寄稿いただき、誠にありがとうございました。

4月号では、北九州市消防局長の月成幸治様には巻頭のことばを、消防庁消防研究センターからは「令和2年度消防防災科学技術賞応募要領」をご寄稿いただき、当協会からは「令和2年度日本消防検定協会予算概要」、「平成30年度と令和元年度の検定申請及び受託評価依頼状況比較」などを掲載する予定です。

検定協会からのお願い

検定協会では、消防用機械器具等について検定及び受託評価を行い、性能の確保に努めているところですが、さらに検定及び受託評価方法を改善するため、次の情報を収集しています。心あたりがございましたら、ご一報下さいますようお願いいたします。

- (1) 消防用機械器具等の不作動、破損等、性能上のトラブル例

- (2) 消防用機械器具等の使用例（成功例又は失敗例）

連絡先 東京都調布市深大寺東町 4-35-16
日本消防検定協会 企画研究課
電話 0422-44-8471（直通）
E-mail
<kikenka@jfeii.or.jp>

発行 日本消防検定協会

<http://www.jfeii.or.jp>



本 所 〒182-0012 東京都調布市深大寺東町 4-35-16
TEL 0422-44-7471(代) FAX 0422-47-3991



大阪支所 〒530-0057 大阪市北区曽根崎 2-12-7 清和梅田ビル 4 階
TEL 06-6363-7471(代) FAX 06-6363-7475



虎ノ門事務所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-9-16 日本消防会館 9 階
TEL 03-3593-2991 FAX 03-3593-2990

検定協会だよりはホームページでもご覧になれます。

当該刊行物にご意見・ご要望・ご投稿がありましたら、本所の企画研究部情報管理課検定協会だより事務局までお問い合わせください。
e-mail: kikaku@jfeii.or.jp 専用 FAX 0422-44-8415

